市町村別推計人口と市町村別人口増減数の数値の違いについて

市町村別推計人口の国勢調査による補間補正の方法

補間補正を行った人口

毎月公表している県推計人口は、最新時の国勢調査人口を基準人口として、住民基本台帳登録増減により推計しているが、例えば、平成 27 年 10 月1日現在推計人口（平成 22 年国勢調査基準）と平成 27 年国勢調査確報値とは、必ずしも一致しないため、平成 22 年国勢調査結果と平成 27 年国勢調査の確報値を基に、その差額人数を、その間の各月の推計人口に対し、補間補正を行った。

例：平成 27 年国勢調査確報値で補間補正

(1) 各月1日現在の市町村別・総人口（平成 22 年 11 月～平成 28 年 9 月）

(2) 各月1日現在の市町村別・男女別人口（平成 22 年 11 月～平成 28 年 9 月）

(3) 各月1日現在の市町村別世帯数（平成 22 年 11 月～平成 28 年 9 月）

注：補正の人員数・世帯数については、小数点1位を四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。

市町村別人口増減数について

市町村別人口増減数（自然増減及び社会増減）については、国勢調査の補間補正方法がないため、前年 10 月～翌年 9 月の人口増減数を計上している。

そのため、市町村別推計人口の数値とは一致しない。